

令和元年度 第7回 常設審議委員会 次第

日時 令和 元年10月25日(金) 13時30分～
場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

【メモ】

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
- 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

- 1) 日米貿易交渉に関する緊急要請について
- 2) 農地中間管理事業の5年見直しに伴う改正事項について
- 3) 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律に関する政省令案に対する
パブリックコメントの結果について

6 協 議

- 1) 地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書案について
～ 令和元年度農業委員会会長代表者集会の開催に伴う要請活動 ～
- 2) その他

7 閉 会

次回 令和元年度第8回常設審議委員会は、令和元年11月21日(木曜日)
開会時間は、13:30です。
場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。

農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律について

1. 主な改正点

《 改正のポイント 》

- 令和元年11月と令和2年4月の2段階施行
※ 通常は、法律が公布されてから、6カ月以内の施行であるが、今回の改正では、2回に分けての施行となっている。
- 農地利用集積円滑化事業が廃止される。（農地中間管理事業への統合という表現）
- ① 農地利用集積円滑化事業の廃止に伴う、農地中間管理事業の改正
- ② 農地中間管理事業の事務手続きの簡素化
- ③ 新たな農地の譲渡所得税控除制度の新設
- ④ 認定農業者制度の改正...など

《 農地中間管理事業の推進に関する法律の改正点 》

【令和元年11月施行分】

- ① 農用地利用集積計画のみで行う農地中間管理事業
- ② 農地中間管理事業を活用した農地転用・農振法の開発行為
- ③ 人・農地プランにおける農業委員会の位置付け
- ④ 農地中間管理事業における事業内容の拡充
- ⑤ 農用地利用配分計画における事務手続きの簡素化
- ⑥ 農用地利用配分計画案の作成主体の拡充
- ⑦ 農用地等の利用状況報告義務の廃止

【令和2年4月施行分】

- ① 農地中間管理事業における土地等の適用範囲の拡大

《 農業経営基盤強化促進法の改正点 》

【令和元年11月施行分】

- ① 認定農業者の特例（農地所有適格法人の要件緩和）
- ② 青年等就農資金の償還期限の延伸
- ③ 農地の譲渡所得税の特別控除 2,000万円控除に関する制度の新設
- ④ 認定農業者等の情報の利用

【令和2年4月施行分】

- ① 農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合
- ② 複数市町村にまたがって経営を行っている者の認定農業者の新たな認定の手法

《 農地法の改正点 》

【令和元年11月施行分】

- ① 参入企業等（第3条第3項関係等）の利用状況報告の義務化
- ② 新たな農地転用の許可基準の追加

2. 改正内容の概要

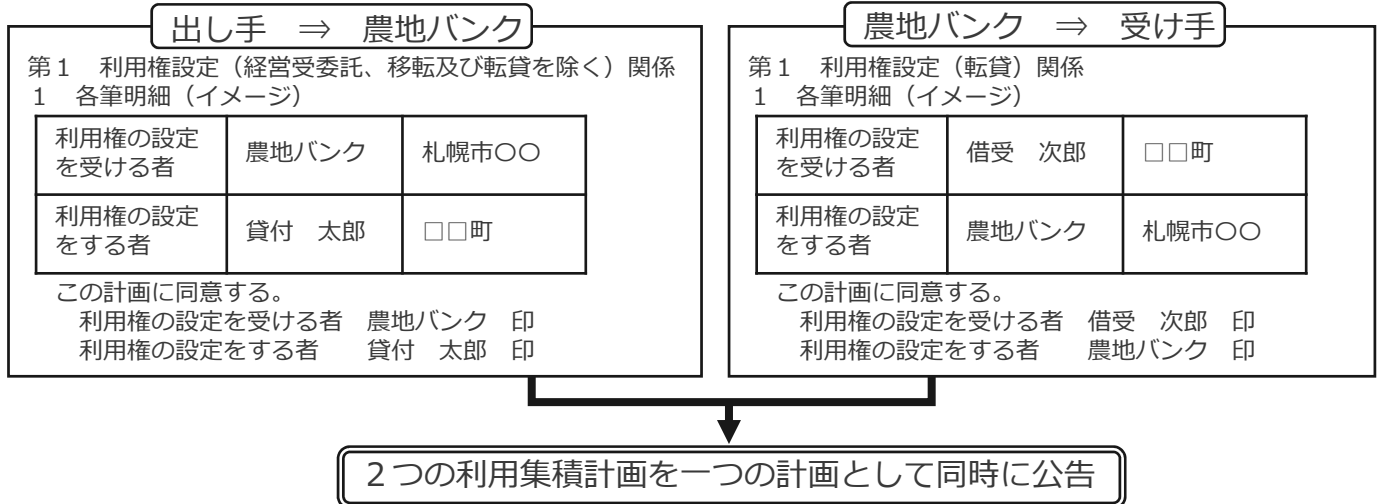
【農用地利用集積計画のみで行う農地中間管理事業】

これまでの手法とは別に、農用地利用集積計画のみでも農地中間管理事業を行うことができます。

農用地利用配分計画が不要となることから、都道府県を介さずに、市町村段階のみで、中間管理事業を行うことができます。

《パターン1》（スタンダード（現在の様式で対応））

※ 様式は簡略化して記載しています。



《パターン2》（一つの計画で行うパターン1）

第1 利用権設定関係
1 各筆明細（イメージ）

農地バンクを通じて賃借権の設定等を受ける者	借受 次郎	〇〇町
賃借権の設定等を受ける者 賃借権の設定を行う者	農地バンク	札幌市〇〇
農地バンクに賃借権の設定等を行う者	貸付 太郎	〇〇町

この計画に同意する。
 農地バンクを通じて賃借権の設定等を受ける者 借受 次郎 印
 賃借権の設定等を受ける者兼賃借権の設定を行う者 農地バンク 印
 農地バンクに賃借権の設定等を行う者 貸付 太郎 印

《パターン3》（一つの計画で行うパターン2）

第1 利用権設定関係
1 各筆明細（イメージ）

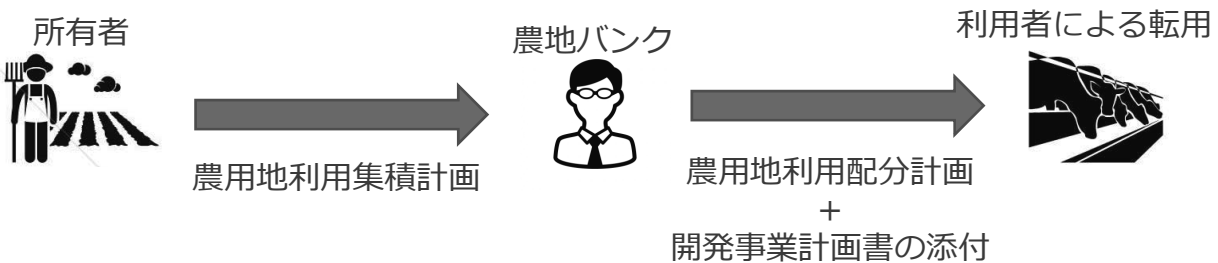
土地		農地バンクに設定する権利		農地バンクから転貸される権利	
		利用権を設定する者	権利 / 期間	転貸を受ける者	権利 / 期間
①	田/〇〇㎡	A A A A	賃貸借/10年	C C C C	賃貸借/5年
②	畑/〇〇㎡	B B B B	使用貸借/5年	C C C C	使用貸借/5年
③	畑/〇〇㎡	B B B B	賃貸借/20年	D D D D	賃貸借/20年

この計画に同意する。
 全ての土地 農地バンク 印
 ①の土地 A A A A 印
 ②、③の土地 B B B B 印
 ①、②の土地 C C C C 印
 ③の土地 D D D D 印

【農地中間管理事業を活用した農地転用・農振法の開発行為】

農地バンクは、借受した農地を転用目的で貸付けを行うことが法律上できます。

《農地中間管理事業による転用イメージ》



※ 農地法第3条の3に規定される届出の場合は、農地転用・農振法の開発行為はできない。

※ この規定を活用する場合は、農地中間管理事業の事業規程に規定される必要があるが、現在のところ、北海道では対応しない予定

※ そのため、法律上はできるとされているが、北海道においては、農地中間管理事業を活用した農地転用・農振法の開発行為はできません。

【人・農地プランにおける農業委員会の位置付け】

人・農地プランにおける地域での話し合いの場への農業委員、農地利用最適化推進委員の出席、必要な協力が義務付けられました。

中間管理法
第26条（農業者等による協議の場の設置等）

第3項（新設）

農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、委員及び推進委員（農業委員会等に関する法律第17条第1項に規定する推進委員をいう。）の第1項の協議への出席その他当該協議の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする。

人・農地プランの具体的な進め方について

農林水産省 経営局長通知（令和元年6月26日付け 元経営第494号）

(3) ④ (2)の③の「地域の徹底した話し合い」について

エ（略）

特に、農業委員、農地利用最適化推進委員は、人・農地プランの実質化に向けた話し合いにおいてコーディネーター役として中心的な役割を担うことが期待されます。

【人・農地プランの作成の流れ】

順番	項目	実施主体
①	アンケート調査の実施	市町村・農業委員会
②	アンケート調査を反映した地図の作成	市町村・農業委員会
③	地域での話し合い	市町村・農業委員会・地域の農業者 農業委員・推進委員の出席
④	将来方針の作成	市町村
⑤	検討会の開催	市町村
⑥	プランの公表	市町村

【アンケート調査の実施】

【目的】

対象地区の農業者の年齢、後継者の有無、農地の貸付け意向の把握

【実施主体】

市町村・農業委員会

【アンケート調査の対象】

対等地区の農業者

【成立要件】

耕作面積の過半を占める者から回答を得ること。
※耕作面積から遊休農地の面積を除きます。

【項目（例示）】

- (ア) 農地の貸付けに関する意向
- (イ) 農地中間管理機構の活用に関する意向
- (ウ) 地域外の人材の確保に関する意向
- (エ) 基盤整備の実施に関する意向
- (オ) 作物生産に関する意向
- (カ) 鳥獣被害防止対策に関する意向
- (キ) 災害対策に関する意向
- (ク) 農業者の年齢、後継者の有無

【アンケート調査を省略できる要件】

- ① 2～3年以内にアンケートを実施している。
 - ② 土地改良事業により農地の利用の意向が既に把握できている。
 - ③ アンケート以外の手法で将来の農地の利用の意向が把握できている。
- ※ 既存に行っているアンケートで活用できる部分については、それを活用してください。

【地図の作成（地域の状況の地図による現況把握）】

【目的】

農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を地図により見える化する。
地域での徹底した話し合いを行うために、地域における農業者・後継者等の現状を地図により見える化する。

地図により、農地の保有・利用の状況、農地の利用の意向、農地の効率的な利用に資する情報を見える化する。

【実施主体】

市町村・農業委員会

【地図の作成の留意点】

- ① 地図により農地利用の現況を客観的に把握するものであって、農地の出し手を特定するものではありません。
- ② 一筆単位での情報を記載する必要はありません。
- ③ 年齢階層別の就農状況は、将来の農地利用の在り方を議論する上での素材であることから、70歳以上の者の就農の状況など一定年齢階層以上の状況をまとめて記載することもできます。
- ④ 個人が特定されないように表記することもできます。

【活用できる地図システム（想定）】

- (ア) 農地情報公開システム（農地台帳）
- (イ) 農業委員会独自の地図情報システム
- (ウ) 水土里情報システム
- (エ) 市町村独自又は農協の地図情報システム など

※ **既存で整理している地図があれば、それを活用してください。**

【地域での話し合い】

【目的】

市町村：

作成した地図を活用して、中心経営体（認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織・基本構想基準到達者）への農地の集約化に関する将来方針を話し合う。

農業委員会：

農業委員・農地利用最適化推進委員の地域の話合いの場への出席し、農地の効率的な利用に資する情報の提供など話し合いの円滑化な実施のための必要な協力を行う。

【実施主体】

市町村・農業委員会・地域の農業者

【話し合いに積極的に関与すべき関係機関等】

- ① 市町村・農業委員会・農業協同組合・土地改良区・農業改良普及センター・農地中間管理機構
 - ② 行政経験のある地域の者
- ※ 農業委員・農地利用最適化推進委員は、コーディネーター役として中心的な役割を担うことを期待。（改正農地中間管理事業法）

※ 北海道農業法人協会内に、地域のコーディネーター役として調整経験のある人材を登録し、必要に応じて地域からの要請に対応出来るよう措置（関係機関OB、指導農業士、JA営農指導員等）

【 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成 】

【目的】

5～10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること。

【中心経営体とは】

- ① 認定農業者 ② 認定新規就農者 ③ 集落営農組織
- ④ 基本構想水準到達者

【作成主体】

市町村

【将来方針（人・農地プラン）の項目（想定）】

- ① 対象地区における貸付け意向のある農地の地番及び面積
- ② 農地中間管理機構の活用方針
- ③ 基盤整備への取組方針
- ④ 作物生産に関する取組方針
- ⑤ 鳥獣被害防止対策への取組方針
- ⑥ 災害対策への取組方針
- ⑦ その他

【作成にあたって】

将来方針は、市町村全域ではなく、集落単位ごとに作成することが必要となります。

【 取りまとめ及び公表+プランの実質化 】

【検討会の開催】

市町村は、人・農地プランを完成させるため、効率的かつ安定的に農業経営を営む者、その他の者によって構成する会議（検討会）を開催し、その意見を反映した上で、話合いの結果を取りまとめ、人・農地プランを作成する。

【検討会の主催者】

市町村

【検討会の構成】

- ① 効率的かつ安定的に農業経営を営む者（の代表者）
- ② 農業委員会 ③ 農業協同組合 ④ 土地改良区 ⑤ 農地中間管理機構 など
- ※ コーディネーター役を担う関係機関が全体の相当数を占めること。
- ※ 女性の農業者の参画は必須（全出席者の概ね3割以上）

【検討会で議論】

- ① 地域の話合いが適切に行われているか？
 - ② 担い手の意向が反映されているか？
- などを審査する。

【検討会での審査・検討の結果の記録の作成等】

市町村は、審査・検討の結果について記録を作成・保管する。
市町村は、検討会で出された助言について地域へ情報提供を行う。

【人・農地プランの公表】

審査・検討の結果、人・農地プランと認めた場合は、中心経営体の氏名等の個人情報の取扱いに注意した上でホームページで公表する。

- ※ 本人の同意を得るなど個人情報保護条例に抵触しないこと。

【 実質化した人・農地プランが関連する各補助事業 】

採択要件	農業次世代人材投資事業（経営開始型） スーパーL資金（5年間無利子化措置） 機構集積協力金交付事業 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 （先進的農業経営確立支援タイプ及び 地域担い手育成支援タイプ） 産地活性化総合対策事業（一部メニューのみ）
ポイント加算	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金 食料産業・6次産業化交付金
優先配慮	農業競争力強化整備事業（農地整備事業） 農業水利施設保全合理化事業
その他	国営農地再編整備事業 農地利用最適化交付金

道内では、7割強の市町村において、既に実質化されている状況にあることから、実質化されている市町村においては、当面の間、話合いが行われない可能性が高いと思われませんが、人・農地プランは、定期的に見直しが行われることとなります。

その場合、農業委員・農地利用最適化推進委員が、地域の話合いに出席することが必要となります。

各種補助事業において、今年度については、ポイント加算等においては、実質化していない市町村においても、実質化のための工程表を提出している市町村は、実質化している人・農地プランと同等の扱いとなっていますが、令和2年度以降は、実質化が完了していない場合、ポイントが加算されませんので、上記の補助事業を予定している市町村においては、実質化のため、地域での話合いが必要となります。

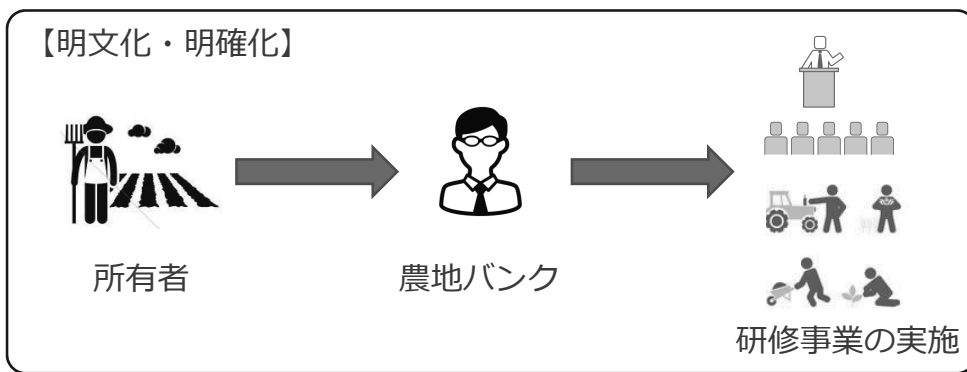
【農地中間管理事業における事業内容の拡充】

農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されることに伴い、農地バンクが、借受した農地を活用して、新規就農者等の研修を実施することが可能となりました。

改正前の農地中間管理事業



拡充された農地中間管理事業



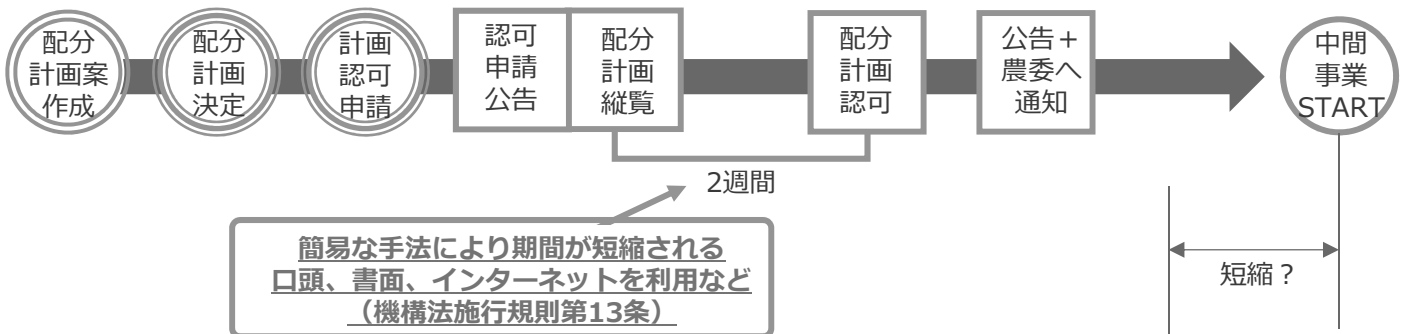
【農地中間管理事業における事務手続きの簡素化】

【農用地利用配分計画案の作成主体の拡充】

農用地利用配分計画における都道府県による2週間の縦覧が廃止されたことにより、農地バンクから受け手に対する貸出までの期間が短縮されました。

また、農用地利用配分計画案の作成は、一定の要件を満たした旧円滑化団体が作成することが可能となりました。

【改正前】



【改正後】



【農用地等の利用状況報告義務の廃止】

農地バンクから借りている農用地等については、これまで、毎年、利用状況報告を農地バンクに提出することが義務付けられていましたが、不要となります。
毎年、農業委員会において、利用状況調査により、全農地の利用状況が確認されていることから、廃止となりました。

(旧) 中間管理法
第21条 (農用地等の利用状況の報告等)

第18条第5項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について農地中間管理機構に報告しなければならぬ。

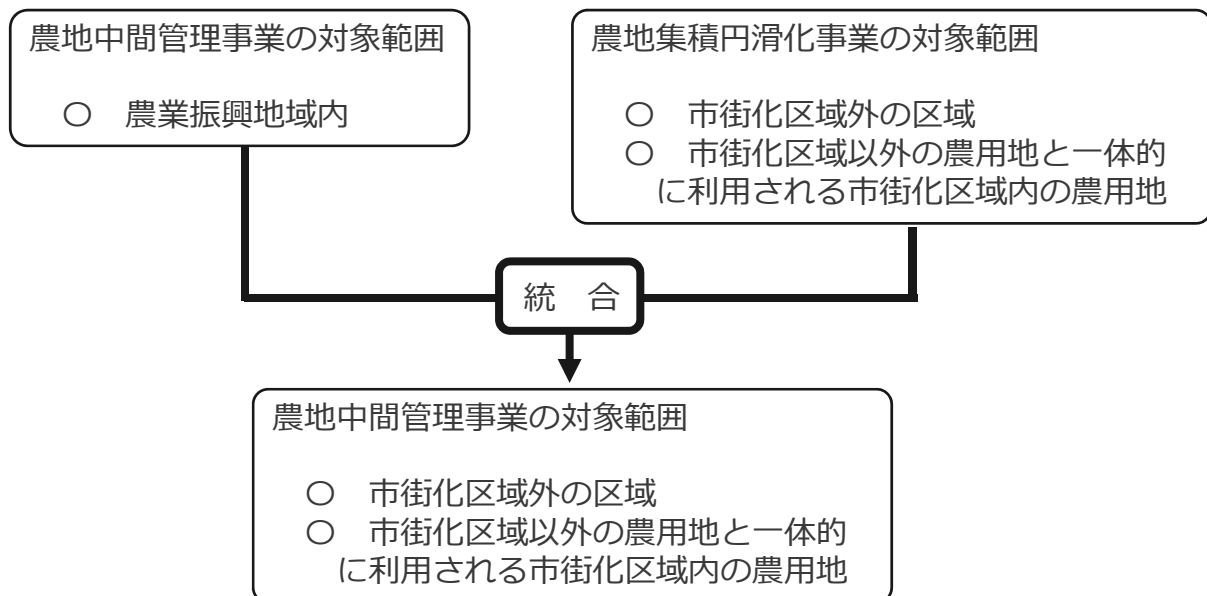


(新) 中間管理法
第21条 (農用地等の利用状況の報告等)

農地中間管理機構は、第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画(第19条の2第1項の規定により同法第18条第3項第4号の同意をしたものに限る。)の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について報告を求めることができる。

【農地中間管理事業における土地等の適用範囲の拡大】 (令和2年4月施行予定)

農地中間管理事業を行える範囲は、これまで、農業振興地域内に限定されていましたが、市街化区域以外の区域へ変更されました。
※ 市街化区域内の農用地であっても、市街化区域以外の農用地と一体的に利用される市街化区域内の農用地は、農地中間管理事業の対象となります。



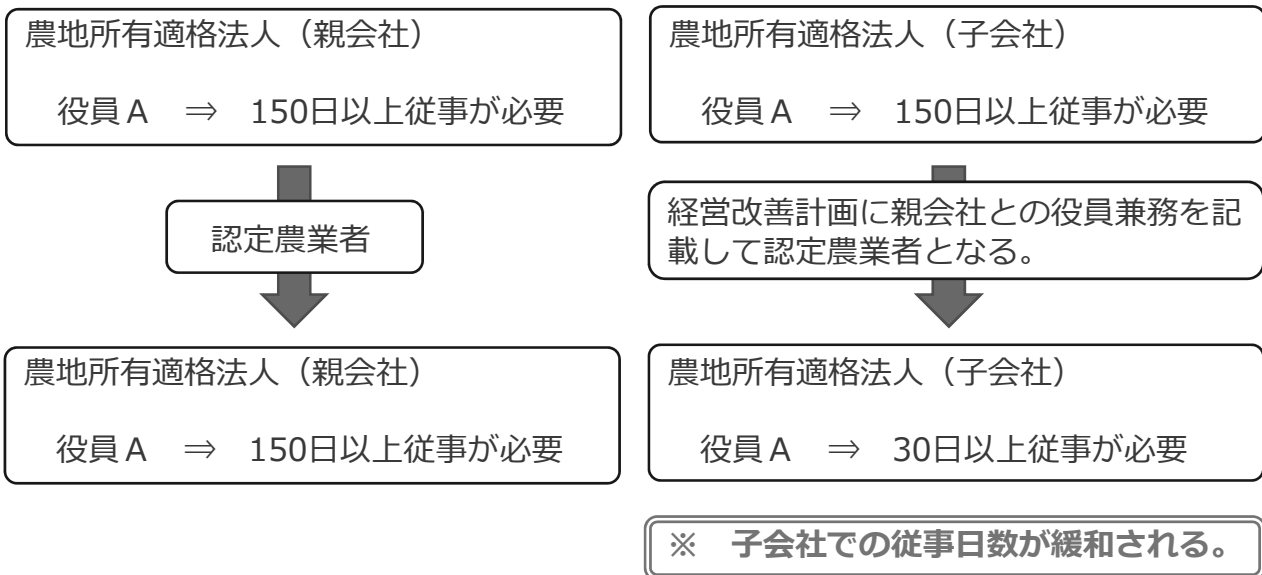
【 認定農業者の特例（農地所有適格法人の要件緩和） 】

認定農業者である農地所有適格法人の役員が、別の農地所有適格法人（子会社）の役員を兼務している場合において、子会社が作成した農業経営改善計画に親会社の役員を兼務する旨の記載をしている場合に限定して、子会社での従事日数に関する要件が緩和されます。

親会社の役員が子会社の役員を兼務する場合において、子会社が、

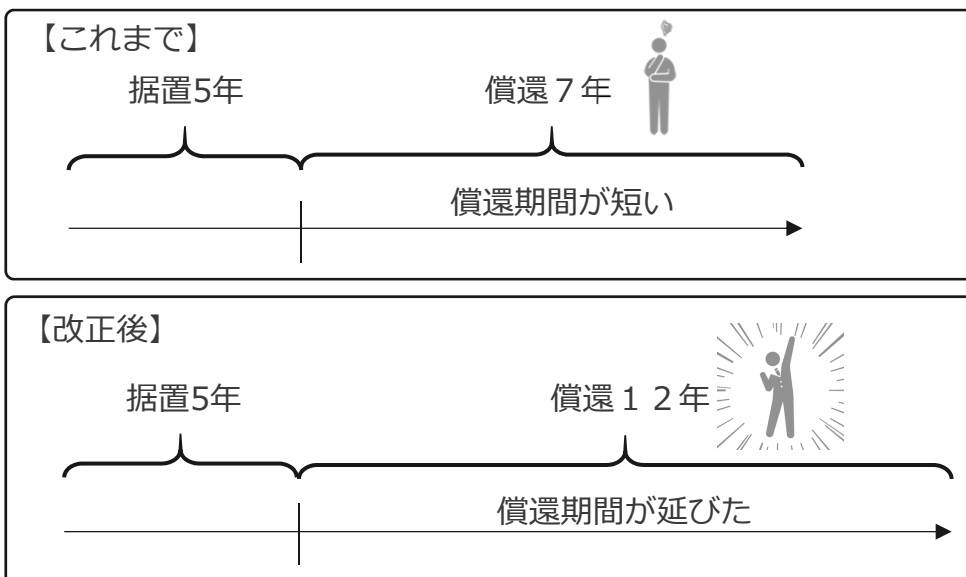
- ① 既に認定農業者となっている農地所有適格法人の子会社であること。
- ② 兼務役員が親会社の農業常時従事者（年間150日以上従事）であること。
- ③ 兼務役員が子会社の農業に一定期間従事（年間30日以上従事）していること。

上記の基準を満たした上で、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた場合、当該計画に記載された兼務役員を農業常時従事者として取り扱います。



【 青年等就農資金の償還期限の延伸 】

青年等就農資金の貸付け期間が最長12年から、最長17年に延伸されました。



【農地の譲渡所得の特別控除（2,000万円控除に関する制度の新設）】

一定の要件を満たした「農用地利用改善団体」のエリア内の農用地を農地バンク（農地中間管理事業の特例事業：農地保有合理化事業）へ売却した場合において、2,000万円の譲渡所得の控除ができるようになりました。

【2,000万円控除の仕組み】



対象地域：農用地利用改善団体のエリア内
 対象農地：農用地（農振農用地区域内農地）
 受け手：農地中間管理機構（特例事業）
 （旧農地保有合理化事業）

2,000万円控除 ⇒ 新設
 1,500万円控除 ⇒ 買入協議制度に基づくもの
 800万円控除 ⇒ 農用地利用集積計画
 農地法第3条
 （農地移動適正化あっせん事業に基づくものに限定）

【2,000万円控除を活用するための前提条件】

- 農用地利用改善団体の整備が必要

【2,000万円控除を活用するための制約】

- 農用地利用改善団体のエリア内の農振農用地区域からの除外を制限
 ※ 農地転用等の制限
- 農用地利用改善規程に記載される認定農業者、農地中間管理機構以外の者への権利の移動・設定の制限
 ※ 違反した場合は、当該農地の所有者に50万円以下の過料
- 農用地利用規程に違反した場合、2,000万円控除を活用できなくなります。

【2,000万円控除に関する留意事項】

- 他の税控除の制度とは異なり、活用のための環境整備が必要な制度のため、面倒と思われると思いますが、農業委員会又は市町村段階で、利用する・利用しないの判断をしないでください。
 2,000万円の控除を活用できないことについて、苦情や損害賠償の請求が行われる可能性があります。
 そのため、農地の所有者へ説明した上で、利用する・しないの判断をしてください。
- 農用地利用改善団体の認定は、市町村長が行うものですので、市町村部局と連携の上、地域への対応を行うようにしてください。

【農用地利用改善団体の設置の流れ】

- ① 農用地利用改善団体の区域の設定
- ② 農用地の所有者・利用者からの団体を設置することの同意、並びに団体の構成員への参加
- ③ 認定農業者と農地バンクから、当該区域の農用地の受け手となることの同意
- ④ 農用地利用規程の作成
- ⑤ 市町村長の認定

※ ①・②は同時に行うこととなります。

※ 地域での話し合いが必要となりますので、必要に応じて「人・農地プラン」に関する話し合いも実施してください。

※ 団体の設置には、市町村長の認定が必要となること、「人・農地プラン」の関係から、市町村と連携の上、進めることが必要です。

【農用地利用改善団体とは？】

農用地利用改善団体とは、一定の地縁的なまとまりのある地域内の関係農業者等の合意を前提に、『農地の集団化・農作業の効率化・農用地の利用関係の改善等』を一体的に推進することを地域ぐるみで進めるための任意組織です。

2,000万円控除を活用するためには、農用地利用改善団体からの申出により農用地利用集積計画を作成することが必要となります。

【農用地利用改善団体の区域の設定】

- 農振農用地区域内に限定されています。
- 1集落～数集落の単位を区域とすることが想定されます。
- 1市町村1区域とすることも可能です。

なお、農用地利用規程に違反した場合、2,000万円控除が活用できなくなること、農用地利用規程の変更を行う場合もあり得ることから、字単位・集落単位とすることが望ましいと思われま。

【区域内の農用地の所有者等からの同意と団体への参加】

- 当該区域内の農用地の所有者と利用者の **2/3以上** 方が、農用地利用改善団体を設置することについて同意する必要があります。
- 同意については、話し合いの記録等で確認できるのであれば、同意書等を取る必要はありません。
- 当該区域内の農用地の所有者と利用者の **2/3以上** の方が、農用地利用改善団体の構成員となる必要があります。
- 団体の設置について、同意・参画をしなかった方も、権利移動の制限、農地転用等の制限が課せられますので、できる限り、関係権利者の同意・参画をしてもらうことが必要となります。

【農用地の受け手となる認定農業者と農地バンクからの同意】

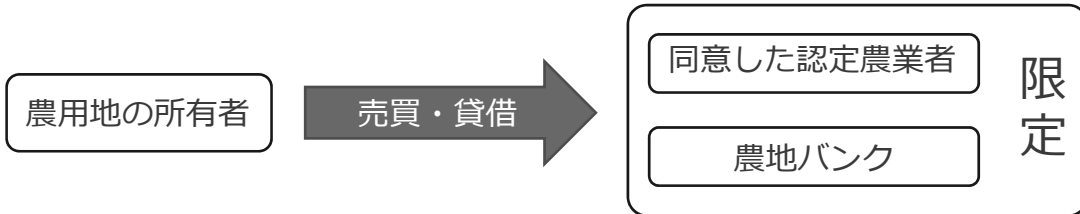
- 農用地の受け手となる認定農業者と農地バンクは、当該区域内の農用地について、“確実に”受けることの意向を確認することが必要となります。
- 話合いの議事録などで確認できるのであれば、同意書等を取る必要はありません。
- 『“確実に”受けることの意向』については、あくまで意向であることから、強制的に当該地区の農用地を受けなければならないというものではないことに注意してください。
- 農用地の受け手となる認定農業者に、地区外の認定農業者を入れることが可能です。そのため、できる限り、町内の全ての認定農業者から同意をとるようにしてください。
 - ※ 同意した認定農業者以外の方が、当該地区の農用地を購入・借受すると、2,000万円控除を活用できなくなります。
 - ※ 同意した認定農業者以外の方が、当該地区の農用地を購入・借受すると、農用地の所有者に50万円以下の過料が課せられます。

【農用地利用規程の作成】

- 農用地利用規程に定める事項
 - ① 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置
 - ② 農用地利用改善事業の実施区域
 - ③ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - ④ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - ⑤ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - ⑥ その他必要な事項
(農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11より)
 - ⑦ 当該区域の農用地の受け手となる認定農業者の氏名又は名称及び住所
 - ⑧ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
 - ⑨ 農地中間管理事業の利用に関する事項
 - ⑩ その他農林水産省令で定める事項
(農業経営基盤強化促進法第23条の2第2項より)
- 現在、農林水産省と調整中ですが、Q & A又は通知により、記載例が示される予定です。

【当該区域内の農用地の売買・貸借の制限】

- 当該区域内の農用地の全てにおいて、売買・貸借の制限がかかります。
※ 団体の構成員にならなかった方にもかかります。
- 農地バンクが、所有又は借りている農地については、制限はかかりません。



※ 違反すると、所有者に罰則（50万円以下の過料）+2,000万円控除は使えなくなる。



- 受け手が、認定農業者であれば、『規程を変更（当該認定農業者を追加）』してから、売買・賃貸を行ってください。
- 受け手が、認定農業者になれない方（新規就農など）であれば、農地バンクの農地保有合理化事業又は農地中間管理事業を活用して、売買・貸借を行ってください。

【農振農用地区域からの除外の制限】

- 農振農用地区域からの除外が制限されることにより、農地転用・農振の開発行為が、一定程度制限されます。

【制限されない農地転用】

農業用施設への転用（農地法第4条）
農家住宅への転用（農地法第4条）
※ 特例で、農用地区域からの除外が認められている。
一時転用
※ 特例で可能とされている。

【一定程度制限される農地転用】

農業用施設への転用（農地法第5条）
※ 受け手は、規程に記載される認定農業者に限定
農家住宅への転用（農地法第5条）
※ 特例で、農用地区域からの除外が認められているが、農地法第4条案件とやり方が異なる。

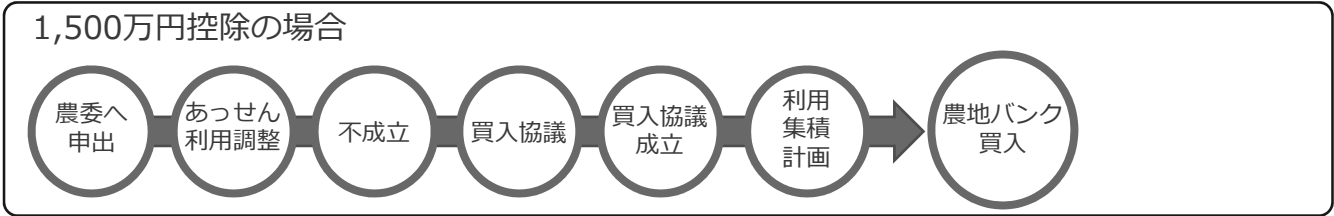
【制限により原則として、農地転用できない】

上記以外の農地転用

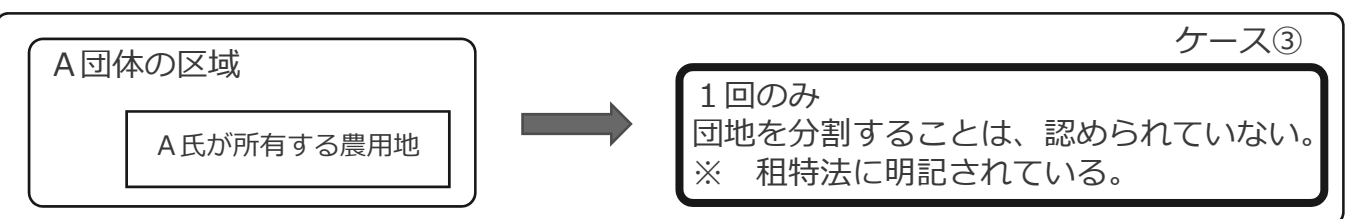
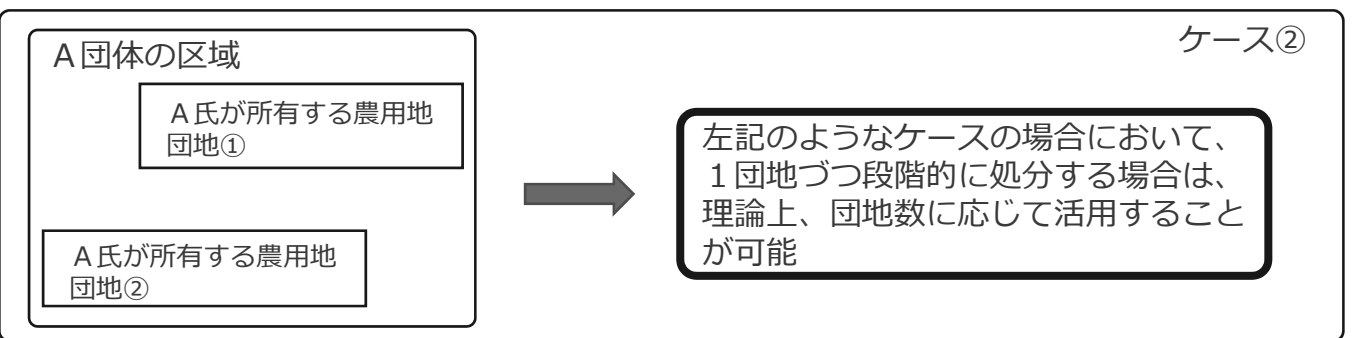
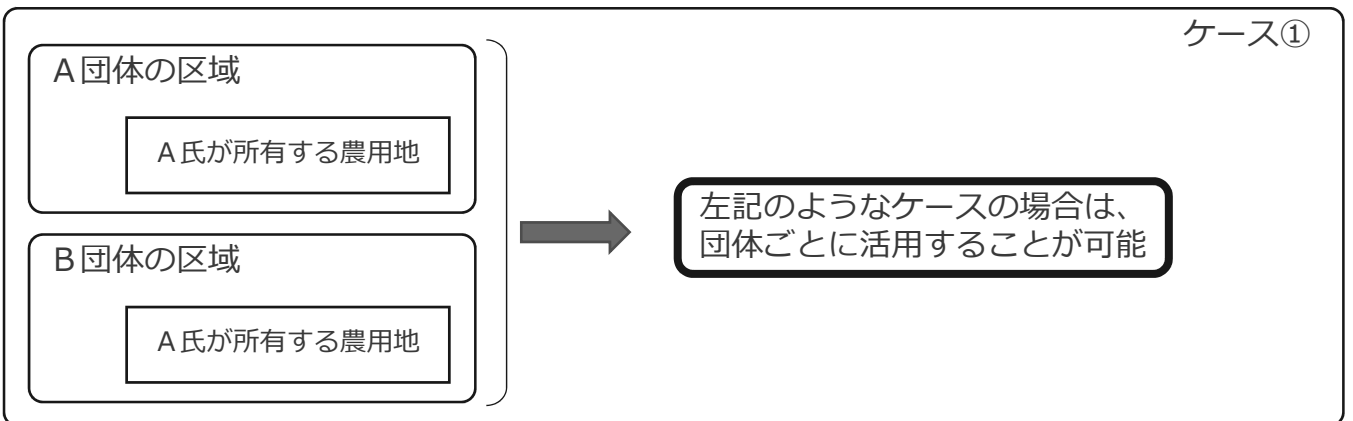
- 農地転用については、対応できない案件の場合であっても、『規程を変更（当該農用地を団体の区域から除外）』することによって、対応できるようになります。

【 2,000万円控除を活用する流れ 】

1,500万円控除の仕組みとは、異なることに注意してください。
買入協議は、必要ありません。
その代わりに、農用地利用改善団体からの申出が必要となります。



【 2,000万円控除の活用回数 】



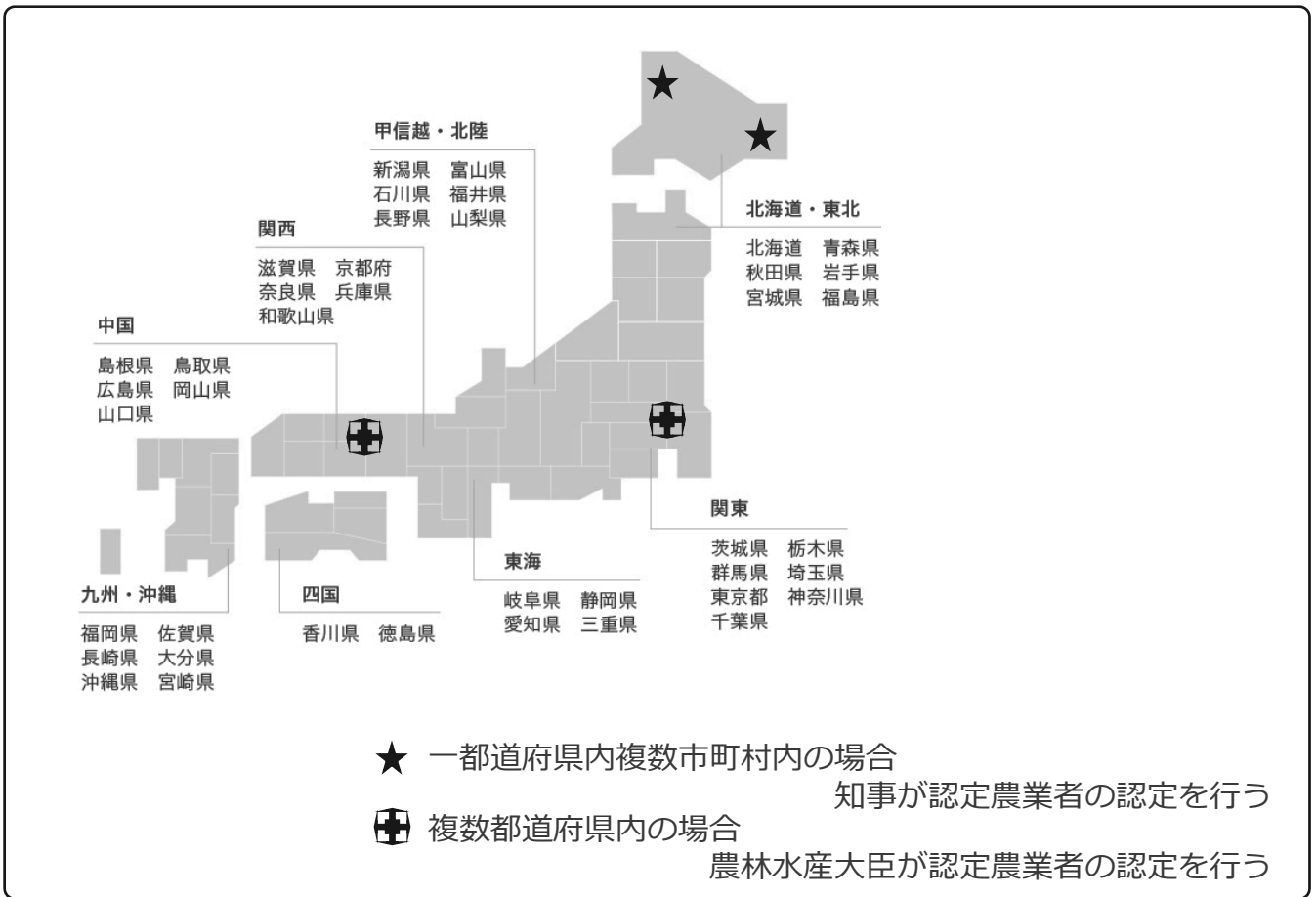
※ ケース①については、申出を行う団体が異なることから、団体ごとに活用することは可能と考えますが、ケース②については、最終判断は税務署になります。

【 認定農業者等の情報の利用 】

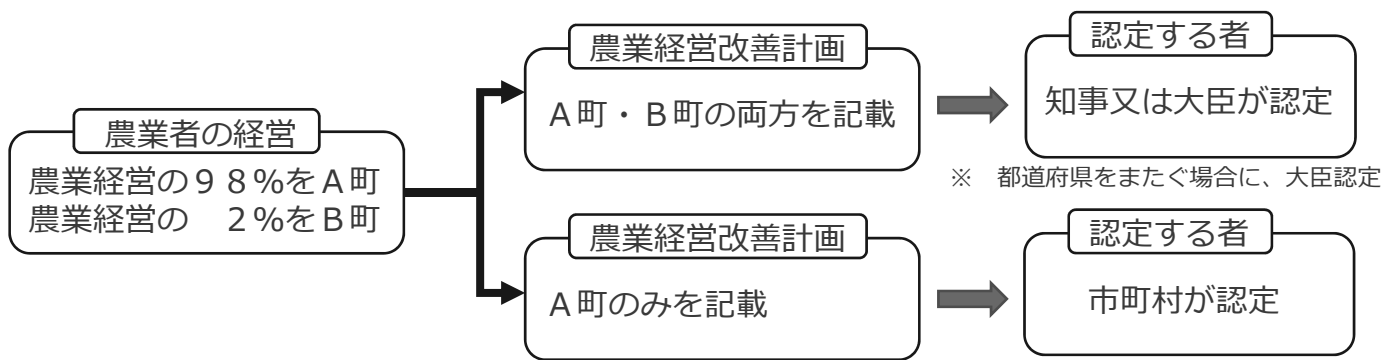
認定農業者と認定就農者に関する情報を、農林水産省・都道府県・市町村・農業委員会において、必要な限度で、相互に提供しあうことができるようになりました。
 認定農業者・認定就農者の情報については、業務の範囲内において、内部で利用することができます。

【 複数市町村にまたがって経営を行っている者の認定農業者の新たな認定の手法 】

複数市町村にまたがって経営を行っている者が農業経営改善計画の認定を受ける場合、同一都道府県内で経営を行っている場合は、都道府県知事が認定、複数都道府県で経営を行っている場合は、農林水産大臣が認定します。



複数の市町村にまたがって経営を行っている者であっても、経営の大半を1つの市町村で行っている場合は、当該市町村分のみを記載した農業経営改善計画を作成・申請することにより、市町村が認定することが可能とされている。

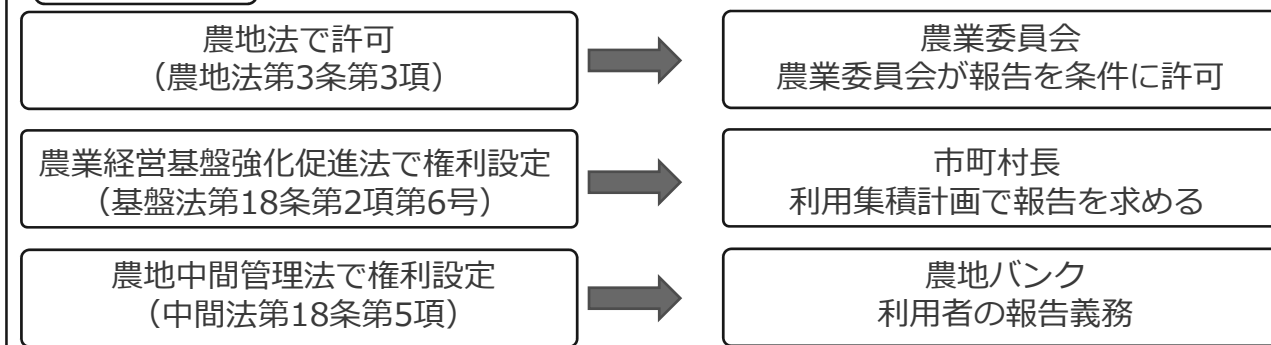


【 参入企業等（農地法第3条第3項関係）の利用状況報告の義務化 】

一般企業等が、農地を借り受けた場合、許認可を受けた法令ごとに、農業委員会・市町村・農地中間管理機構へ報告を求めている状況にありますが、農業委員会への報告に一本化されました。

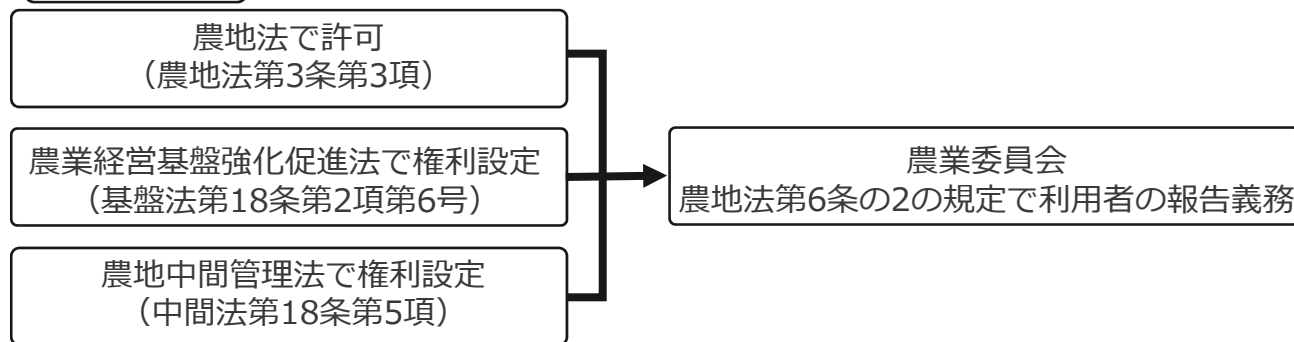
農業委員会で受けた報告の内容が、農用地利用集積計画や農用地利用配分計画に記載した要件を満たしていない場合、農業委員会は、市町村・農地バンクにその旨通知することが必要となります。

【 改正前 】



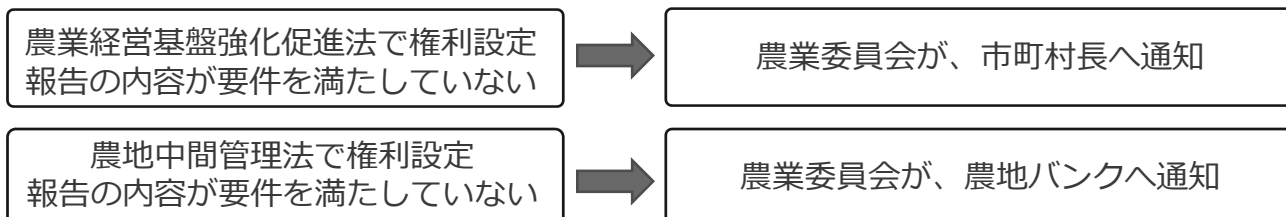
報告先も、報告の考え方もバラバラ

【 改正後 】



報告は、利用者の義務として、報告先を農業委員会へ一本化

【 農用地利用集積計画・農用地利用配分計画の要件を満たしていない場合 】



【新たな農地転用の許可基準の追加】

農地転用の申請があった農地が、

- ① 現在、農用地利用集積計画の作成の申出があり公告までの間である場合に、当該計画に基づく農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合
- ② 現在、市町村により農業振興地域整備計画を定める手続き中である場合に、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

のいずれかに該当する場合には、許可できないという基準が追加されました。

そのため、農地転用に関する農地法第4条・第5条の許可申請があった場合、農業委員会総会において、上記に該当しないことを確認することが必要となりました。

【一般基準】

① 転用の確実性

- 資力、信用等
- 転用の妨げとなる者の同意
- 適正な事業期間
- 他法令等の許認見込み
- 他の土地との一体的利用見込み
- 申請面積の妥当性
- 土地造成目的のみの転用は不可

② 被害防除措置

- 土砂流出等
- 農業用排水施設
- 集団農地の蚕食分断
- 日照、通風等
- 農道、耕地防風林等

③ 一時転用の取扱い

- 農地復元の確実性

④ その他

- 土地改良区等の地区内の取扱い
- 採草放牧地への転用



⑤ 地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

- 当該転用申請のあった農地が、農用地利用集積計画の申出があつてから、公告があるまでの間における申請
- 当該転用申請のあった農地が、農業振興地域整備計画を定める手続き中における申請

